

○竜王町自治会館整備事業補助金交付要綱

令和7年3月31日告示第47号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域のコミュニティ活動を促進するため、町内の自治会が行う自治会館の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、竜王町補助金等交付規則（昭和50年4月1日規則第3号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「自治会館」とは、自治会の行う会議、講習会、研究会またはその他の文化活動に関する諸会合等自治会活動の用に供する施設をいう。

(補助対象経費等)

第3条 補助対象経費、補助基本額および補助率は、別表に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助金の対象としない。

- (1) この要綱以外の補助制度等により補助等を受けることができる場合
- (2) 交付決定の前に着手されている場合

(事業計画協議書の提出)

第4条 補助金の交付を受けようとする自治会の代表者（以下「自治会長」という。）は、あらかじめ竜王町自治会館整備事業計画協議書（別記様式第1号）に自治会館整備事業計画協議明細書（別記様式第2号）を添えて町長が定める日までに町長に提出しなければならない。

(内定)

第5条 町長は、前条に規定する事業計画協議書を受理したときは、内容等を審査し、適当と認めたときは、補助金の額の内定を自治会長に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 自治会長は、補助金の内定を受けたときは、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 自治会館整備事業計画書（別記様式第3号）
- (2) 収支予算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 自治会長は、事業が完了したとき、または交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 自治会館整備事業実績報告明細書（別記様式第4号）

(2) 収支決算（見込）書

(3) その他町長が必要と認める書類

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この告示は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度から令和9年度までの補助事業について適用する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助基本額	補助率
自治会館の建築、購入または改修に要する経費	1,500万円を限度とする。	1/3

備考

- 1 既存建物の除却、外構工事、土地取得および備品の整備に要する経費は、補助対象経費から除くものとする。
- 2 1自治会（連合区を除く。）につき、1施設を対象とする。
- 3 この表に定めるところにより算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。